

第2章

税制改正スケジュール

税制改正スケジュール

昨今の税制改正では民法改正に伴う相続税法改正、個人版事業承継税制の創設やNISA制度の見直し等、個人にとって影響のある改正が相次いでいます。何が、いつ、どう変わるかを整理し、その影響・対応すべきことを考えていきましょう。

■主な税制改正項目と改正スケジュール

	2018年	2019年	2020年	2021年以降
相続税	<ul style="list-style-type: none"> 【2018.1/1～】 ・事業承継税制 ①原則制度の見直し ②特例制度の創設（～2027.12/31） 【2018.4/1～】 ・出国後の外国人の納税義務の範囲の見直し ・小規模宅地等の特例（増税・減税） ①特定居住用宅地等に係る別居親族の適用要件厳格化（経過措置あり） ②貸付事業用宅地等の範囲の縮小（2018.3/31までに貸付事業の用に供された宅地等は対象外） ③被相続人の居住の用に供されていた宅地等の範囲の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 【2019.1/1～】 ・個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設（～2028.12/31） 【2019.4/1～】 ・事業承継税制（特例）の要件緩和等 ・小規模宅地等の特例の見直し（特定事業用宅地等の範囲の縮小）（増税） 【2019.7/1～】 特別寄与料の取扱いの創設 	<ul style="list-style-type: none"> 【2020.4/1～】 ・配偶者居住権等の評価方法の創設 	
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 【2018.1/1～】 ・事業承継税制 ①原則制度の見直し ②特例制度の創設（～2027.12/31） 【2018.4/1～】 ・出国後の外国人の納税義務の範囲の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 【2019.1/1～】 ・個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設（～2028.12/31） 【2019.4/1～】 ・事業承継税制（特例）の要件緩和等（後継者の年齢要件の改正は2022.4/1～） ・教育資金の一括贈与非課税制度の適用期間の延長、所得要件の新設等（～2021.3/31） ・結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の適用期間の延長、所得要件の新設（～2021.3/31） 		<ul style="list-style-type: none"> 【2021.1/1～】 ・住宅取得等資金の贈与税非課税制度の非課税枠の引上げ、床面積要件の緩和 【2021.4/1～】 ・教育資金の一括贈与非課税制度の孫への2割加算の適用、適用期限の延長（～2023.3/31） ・結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の孫への2割加算の適用、適用期限の延長（～2023.3/31）
所得税	<ul style="list-style-type: none"> 【2018年分より】 ・配偶者控除額の見直し（増税） ・配偶者特別控除額の見直し（増税・減税） 	<ul style="list-style-type: none"> 【2019年分より】 ・住宅ローン控除の特例の創設（減税）（消費税率10%が適用される住宅の取得等について2019.10/1～2020.12/31までの間に居住の用に供した場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 【2020年分より】 ・基礎控除の見直し（増税・減税） ・給与所得控除の見直し（増税）⇒給与収入850万円超：195万円（上限額） ・公的年金等控除の見直し（増税） ・青色申告特別控除の引下げ（増税） ・未婚のひとり親の所得控除の創設（減税） ・寡婦（夫）控除の見直し（増税・減税） 【2020.7/1～2022.12/31の譲渡について適用】 ・低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（減税） 	<ul style="list-style-type: none"> 【2021年分より】 ・国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設（増税） 【2021.1/1～】 ・住宅ローン控除の特例の1年間延長と床面積要件の緩和 【2021.4/1～】 ・同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人等が支払いを受けるその同族会社が発行した社債利子、償還金は総合課税の対象 【2022年分より】 ・退職所得課税の適正化 【2023年分より】 ・国外居住親族に係る扶養控除の見直し（増税）
証券税制	<ul style="list-style-type: none"> 【2018.1/1～】 ・「つみたてNISA」制度の創設（減税） 【2019.1/1～（2018.12/31以後に非課税期間が終了するものに適用）】 ・NISA・ジュニアNISAにおける非課税期間終了時の移管限度額の撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 【2019.1/1～】 ・NISA、つみたてNISA口座の開設計時の手続きの見直し 【2019.1/1～（2018.12/31以後に非課税期間が終了するものに適用）】 ・NISA・ジュニアNISA・つみたてNISAの非課税期間の終了時の原則特定口座への移管 【2019.4/1～】 ・NISA口座保有者の出国に伴う対応の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> 【2021年分より】 ・特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化 【2022年分より】 ・源泉徴収選択口座での保管に係る上場株式等の譲渡損益の計算上、投資一任契約を必要経費に算入 【2023.1/1～】 ・NISA・ジュニアNISAの年齢要件の見直し 【2024.1/1～】 ・NISA制度の見直し

	2018年	2019年	2020年	2021年以降
消費税		<p>【2019.10/1～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 10%に引上げ（増税） ・軽減税率制度の導入（減税） 	<p>【2020.10/1～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住用建物に係る仕入税額控除の見直し 	<p>【2021.3/31以降に終了する事業年度終了の日の属する課税期間より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人に係る消費税の申告期限の特例
法人税	<p>【2018.4/1～の事業年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人実効税率の引下げ(29.74%)（減税） ・欠損金の控除限度額の見直し（控除限度割合 50%）（増税） ・欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）（減税） <p>【2018.4/1～2021.3/31の開始事業年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得拡大促進税制の延長・見直し 	<p>【2019.4/1～2021.3/31の開始事業年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発税制の見直し ・中小法人等に対する軽減税率の延長 <p>【2019.4/1～2021.3/31】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業経営強化税制の延長 ・地域未来投資促進税制の延長 	<p>【2020.4/1～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業版ふるさと納税の拡充・延長（2025.3/31までに支出する特定寄付金について適用）（減税） ・オープンイノベーション促進税制の創設（～2022.3/31）（減税） <p>【2020.4/1～の開始事業年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子会社配当の非課税措置と子会社株式譲渡を組み合わせる譲渡損を創出する租税回避の防止 <p>【特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律】の施行の日～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5G投資促進税制（～2022.3/31）（減税） 	<p>【「改正産業競争力強化法」の施行の日～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設（～2023.3/31） ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設（～2024.3/31） <p>【2021.4/1～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式対価 M&A を促進するための措置の創設 <p>【2022.4/1～の開始事業年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結納税制度のグループ通算制度への移行 ・単体納税制度の見直し <p>【2021.4/1～2023.3/31の開始事業年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発税制の見直し